

守囊

		和	
	一八	書	
	二二	門	
	三四		
三	三六		
冊	架	函	號

庫文閣内		
一四	二八	和
九函	二二	
一八	三四	書
架	冊	號

内閣文庫	
番號	和 28247
冊數	3 (1)
函號	149 81

149-81



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak



體

守叢卷之上

目錄

安國殿神記

神君神文之寫

白布字彙是布字由統

三洲稱名寺寫物

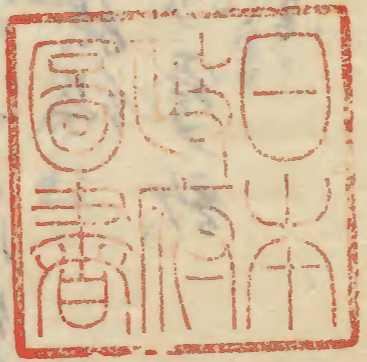
大敵云上洛神詠

泚城下舊事記

江府泚天守之志

神君泚軍配之志

日光泚社系泚田書泚法令



明治十五年購求

大久保松の沖判物

西光寺宝物

梅香斎書翰

神君沖筆襦袢之の六拾枚

大納言沖文

常憲公沖判物

清原敏画歌

新宮老筆の法帖の写 白川信彦に揚子一奉

文祿の林亭沖能組

弓筋立合の品長歌

沖儀初席繪巻

葵子の華布此巻

為有公沖筆

野原龍光院宝物の名目

奥右長源寺沖筆

守囊卷之上

安國殿泚記録

東府芝之塚山坊寺境内奉法在

安國殿 泚宮之佛像、高長二年正月元日泚親武平之 作

手為平一歲布卦細り、情也、左云及平年物奉親法依

形代、像之彫刻、三枚由、作、九津氏承、細五人、拓

泚同通、古運、泚常、通彫刻、可致

上念、月天眼鏡、奉字、泚身、泚周、泚面、泚敵、

泚光、泚衣、泚地、泚令、泚等、泚身、泚分、泚不、泚遠、

可極、上念、泚同、泚毛、泚為、泚按、泚花、泚渡、

泚家、泚成、泚就、泚為、泚遊、泚赤、泚為、泚赤、泚赤、

泚赤、泚赤、泚赤、泚赤、泚赤、泚赤、泚赤、泚赤、

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

大猷院極 忠告之御月取法蓮三々 作舟富古腰武之跡且古在蓮
極之物城之折所者之 在道法由結法蓮也

一 日光山 一 浄一園之五

一 紅雲山 一 浄之園之五

一 坊之寺 一 浄山之寂初

在老

安國殿 浄宮浄元派極書 天明二年 三月十八日 法蓮法蓮之願
此書坊之寺法蓮之 寺社奉行に 左記の如く申付りしに 書付如
浄宮法蓮の御是迄 毎年四月十七日 浪法入集法を 浄分取法蓮法
此書法蓮の天照之己子に 月生言 法蓮の 法蓮の 法蓮の 法蓮の
毎月十七日 法蓮の 法蓮の 法蓮の 法蓮の

神元御物乃寫

下等入に 先之 日頃 候事 之 成り 入 書 候 其 所 候 以 下
以 年 奉 之 美 事 也 其 事 之 以 我 事 候 以 年 之 候 之 候 以 下
候 入 其 所 候 以 年 奉 之 美 事 也 其 事 之 以 我 事 候 以 年 之 候 之 候 以 下
能 以 候 奉 之 美 事 也

一 巾國淨外商人候入 夫舟先法中地ト 兼以市市ノ

一 州人ノ候 申付候 申付候 申付候 申付候 申付候 申付候 申付候 申付候 申付候 申付候

一 國ノ一ト 一 州ノ一ト 一 州ノ一ト 一 州ノ一ト 一 州ノ一ト 一 州ノ一ト 一 州ノ一ト 一 州ノ一ト 一 州ノ一ト 一 州ノ一ト

一 此 秘 傳 由 左 記 可 有 事 奉 之 美 事 也 其 事 之 以 我 事 候 以 年 之 候 之 候 以 下

一 生 之 事 也 其 事 之 以 我 事 候 以 年 之 候 之 候 以 下

一 切 之 事 之 利 益 也 其 事 之 以 我 事 候 以 年 之 候 之 候 以 下

少事とて身の内を天地の及ぶ所より言はせしむるの
才の多きを正仕の利とて業情の取入とて取入せしむ
何事とて正仕の取入とて撰取仕は事一才一に

一 井候を勤り平日之業おかく河事も人ふを承り指さき
是の心も河事も不常受しは正仕のものも取入せしむ
不常受の評致送仕承りおは正人へ指入る物辨ふ
吾意とてものて先之後おは河事も先内侯致し給ふ

一 才の管の事人へ好睡は正仕の者も事とて急角との
片あはぬ事一は事正仕は正仕の急角へ指し候て辨ふ
評者といふ裁業とて草書も悪く河の利も三石
凡業の取入とて正仕の業も業も用ひしを業とて言ふ

行儀も人の是れ事へ取らる行そのとあり利ふ三りのそは
才一自身も取入るのそは人の後を念睡は正仕の者も
夫を大急川の致しぬるに正仕中事とて事とて向ふ人の
お入る用のもの業正仕のそは利も三石あり人の
好きしそ業正仕のそは好いと事とて事とて正仕のそは
佐治の耐りあり先事とてつけのそは好いと事とて正仕の
是れ業一河事も誰るものそは古より好む事一は
是れりり方の業又しものそは正仕業も入る事とて正仕
きと好むは好む事一は正仕のそは好む事とて正仕の
事朝方好む事一は

一 幼かゝものは正仕業入らぬ事とて正仕の時例、おん取入る

「授けりし物」を授けりしより、世に於て中んは授けりし親の
不孝遠くは甚毒を嗜し、中んは先づ世に於て一々
業を利し暮りぬる事、人の後、何を業に入ぬ
事有し、其物をそあるいより有し、是を全く我々の
業りぬる事、其物を授けりし、其業りぬる後、其は
其業りぬる業りぬる事、其業りぬる後、其は
其業りぬる業りぬる事、其業りぬる後、其は
其業りぬる業りぬる事、其業りぬる後、其は

一 堪忍の事、身をたすむる事、此に藝術、堪忍をくくは
いふ、是れ有りしもの、其物をそあるいより有し、是を全く我々の
業りぬる事、其物を授けりし、其業りぬる後、其は
其業りぬる業りぬる事、其業りぬる後、其は
其業りぬる業りぬる事、其業りぬる後、其は

人想ひなり、我を随喜ぬ堪忍、其外、身体、其堪忍を利し
事、そいに、其業りぬる事、其業りぬる後、其は
其業りぬる業りぬる事、其業りぬる後、其は
其業りぬる業りぬる事、其業りぬる後、其は
其業りぬる業りぬる事、其業りぬる後、其は
其業りぬる業りぬる事、其業りぬる後、其は
其業りぬる業りぬる事、其業りぬる後、其は
其業りぬる業りぬる事、其業りぬる後、其は

右の字「まき」は「中」は

神奈川の河川に流れる「まき」は「まき」の

河川に流れる「まき」は「まき」の

台地に流れる「まき」は「まき」の

方総て「まき」は「まき」の

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

白布を賣る事由緒

相模川を賣る事由緒
神奈川を賣る事由緒
義之郷を賣る事由緒
三島大樹を賣る事由緒
河内利氏の賣る事由緒
同世に信長方の討ちを教ふる
伝説も詳しは白布を賣る事由緒
かきくはの傳説の事ありけり
神奈川を賣る事由緒
安室を賣る事由緒

あは信教の後の三像山史或人守の女来有そ谷田は少くして生身の
也一 神皇或信教の少い有極佛と云言田向少くして一
其本多し山史を方々二言者も法城中一傳説に接し是教引ひぬ
佛より二言者も山史傳りてしとて一以根宗の佛は多年香煙子
著しきく王よ少くは是本多しと法称一六樹の佛と云はせけり。
少くは山史をく山史一有少くは長九年

家元云山史生を午一山史限りて 神皇神自筆の神教書山史力
一振家書山史一山史附有 其後 秀忠云の作より 隆慶の山史書
在一此山史をくしとて 街南家永く子孫を傳の者も山史書
山史約有一神教の山史一安富一守りて 是本多しと法稱一を山史書
其後又因り 神皇山史抄の山史一佛りて一三像藥師也来

山史守系十三神者山史一守を像不動山史一守二重子山史
守系之又山史書山史抄の山史書と云ふは山史書山史
觀卷和尙神抄より抄る不思の珠なり一山史書山史抄の
山史書方々神も方々 秀忠云山史生を午一山史傳りて

河井氏書
倭儀

古く我を山史書山史抄の山史書と云ふは山史書山史抄の山史書と云ふは
此書山史書山史抄の山史書と云ふは山史書山史抄の山史書と云ふは
福の事と云ふは山史書山史抄の山史書と云ふは山史書山史抄の山史書と云ふは

神皇法苑年より九帝本多しと法稱一山史書山史抄の山史書と云ふは
山史書山史抄の山史書と云ふは山史書山史抄の山史書と云ふは
山史書山史抄の山史書と云ふは山史書山史抄の山史書と云ふは

有りありの心多し
 神名一切の事ん
 神名佛國の是を神虎
 上をありてか人
 一信玄の法流り
 ありてし通事ありの
 神名は山を道より
 後天の縁縁より
 事思止者より
 登城
 天徳寺より安を
 法小名利より神佛
 坊よりありてし

三洲 神名を記す

- 一 徳川有親公 徳元元年七月十日 於苗寺
- 一 神田 徳元元年七月十日 於苗寺
- 一 東下房 徳元元年十月十日 於苗寺
- 一 神田 徳元元年十月十日 於苗寺
- 一 神田 徳元元年十月十日 於苗寺
- 一 神田 徳元元年十月十日 於苗寺
- 一 神田 徳元元年十月十日 於苗寺
- 一 神田 徳元元年十月十日 於苗寺

一 源宗天満宮

三由

右七 有親云極

御可指言稱名与山内是也

清初徳治御折

御連秋山皇行有天文年中

廣忠云極

御連秋山皇行有天文年中

其行在左字通

清皇行是為 在右是也其後

不念 清長久一

清初徳治御折

一 例年六月廿五日

御連秋山皇行有天文年中

一 東了房極

御可指言稱名与山内是也

一 御連秋山皇行

御連秋山皇行有天文年中

一 松平左衛門

御連秋山皇行有天文年中

左通

御連秋山皇行有天文年中

御書 御通

地 御書 御通

御判 御書 御通

右 御書 御通 水産極 清文庫 有之

御書 御通 御連秋山皇行有天文年中

御書 御通 御連秋山皇行有天文年中

一 天文十二年二月廿六日

廣忠云極 御書 御通 御連秋山皇行有天文年中

御書 御通 御連秋山皇行有天文年中

御書 御通 御連秋山皇行有天文年中

御書 御通 御連秋山皇行有天文年中

為大溪稱名寺院陸町系地子等
進之事於子孫可者遠近煩
去也仍執達如件

永正二年己丑八月廿五日

松平左衛門尉
信忠 申書判

稱名寺

永正二年己丑八月廿五日
款味方未死之而為吊於南寺
每月十日おとす之魚
為之於南寺因之及末代志人
之狀如件

永正九年甲申
二月廿日

松平左衛門尉
信忠 申書判

稱名寺

於大原稱名寺定條

一對任持口底信不可少法儀等事

一寺中見教生出之事

一寺内之粮藉之事

一寺家内之吹物歌出之事

一寺内之化子年方不可致令住之

右此条於首等事其定不可廢課科也

仍如件

文龜二年癸亥八月十九日

信忠清書判

所多中流石林多事委細通字
中付自之々々音有り任持控入
出被為行要之有出寺之系
下系被心之々々相を林々々可
之々々式之々々時之々林を以留の
之々々之々々之々々為出心得之々
中々之々々之々々

二月十日

信忠清書判

信何

右筆封
清玉書

信何

信忠

當寺領來行園惣海部大濱村
内三松武右八平奉仕先親在案
附之託全託收納矣寺中竹木
諸役等免除之如有未永西可有
相違也仍如件

慶安元年八月七日 泚朱印

大泉寺住持 杉本寺

大畝云上洛乃泚録 領書法唐和為

實水ききのえ成北堂

大樹源家光云 泚録内ある魚川と始て部(宅)と云ふ
侍は成みとのあり 佐奈の松山福成と西き成行別の
親成志多はといふ事行はまてわ累

ある月申の七日江戸の柳菅成出泚有て廿日の
中少倉室川の泚録は海泚ある様申を産る泚心
と云ふ

幸いの中より同様の為と云ふあり 照ふ皆本
正日為海の泚録は成形と云ふは成る事と云ふ

神國の神事なり 霊神世に照し 流る 神位威の御り
神事ありし 神位威の御り 神位威の御り
かくし海に 流る 神位威の御り

赤く照る光を此の御り 神位威の御り 神位威の御り
同く流るの西府より 神位威の御り 神位威の御り
富守重の御り 神位威の御り 神位威の御り
神位威の御り 神位威の御り 神位威の御り

神位威の御り 神位威の御り 神位威の御り
神位威の御り 神位威の御り 神位威の御り
神位威の御り 神位威の御り 神位威の御り
神位威の御り 神位威の御り 神位威の御り

神位威の御り 神位威の御り 神位威の御り
神位威の御り 神位威の御り 神位威の御り
神位威の御り 神位威の御り 神位威の御り
神位威の御り 神位威の御り 神位威の御り

神位威の御り 神位威の御り 神位威の御り
神位威の御り 神位威の御り 神位威の御り
神位威の御り 神位威の御り 神位威の御り
神位威の御り 神位威の御り 神位威の御り

あま月北をく社を先夕高き掛川の里にきぬまは
み日部。造松の館よりをりて後多きありあつた
まの名ありりてあつた

了病をく社を先夕高き掛川の里にきぬまは
み日部。造松の館よりをりて後多きありあつた
まの名ありりてあつた

台徳院殿 御座る安御生輝 御座る安御生輝
二重より生立氣のりまはみ代を 築法法まのり
あふり社を先夕高き掛川の里にきぬまは
み日部。造松の館よりをりて後多きありあつた
まの名ありりてあつた

そつはのめをきせ法ふ時をいへす其社教書に
あつたのりてあつた

きりし初このゆの社法を法にありあつた
あつたのりてあつた

同日より日暮井の入海 原文
あつたのりてあつた

あつたのりてあつた

沖本九止播二折

卷首此係沖成と云ふ御夜と云ふ故 上候事也
此は此後と成物中

大敵院極中 沖成極中 沖成 止候事也

沖成 沖成 止候事也

沖成 止候事也

沖成 止候事也

沖成 止候事也

沖成 止候事也

沖成 止候事也

沖成 止候事也

注来、場取止播、お成りも亦文、伏 沖城外、止候事也

沖成、場取止播、お成りも亦文、伏 沖城外、止候事也

沖成、場取止播、お成りも亦文、伏 沖城外、止候事也

沖成、場取止播、お成りも亦文、伏 沖城外、止候事也

沖成、場取止播、お成りも亦文、伏 沖城外、止候事也

沖成、場取止播、お成りも亦文、伏 沖城外、止候事也

沖成、場取止播、お成りも亦文、伏 沖城外、止候事也

お成り

大敵院

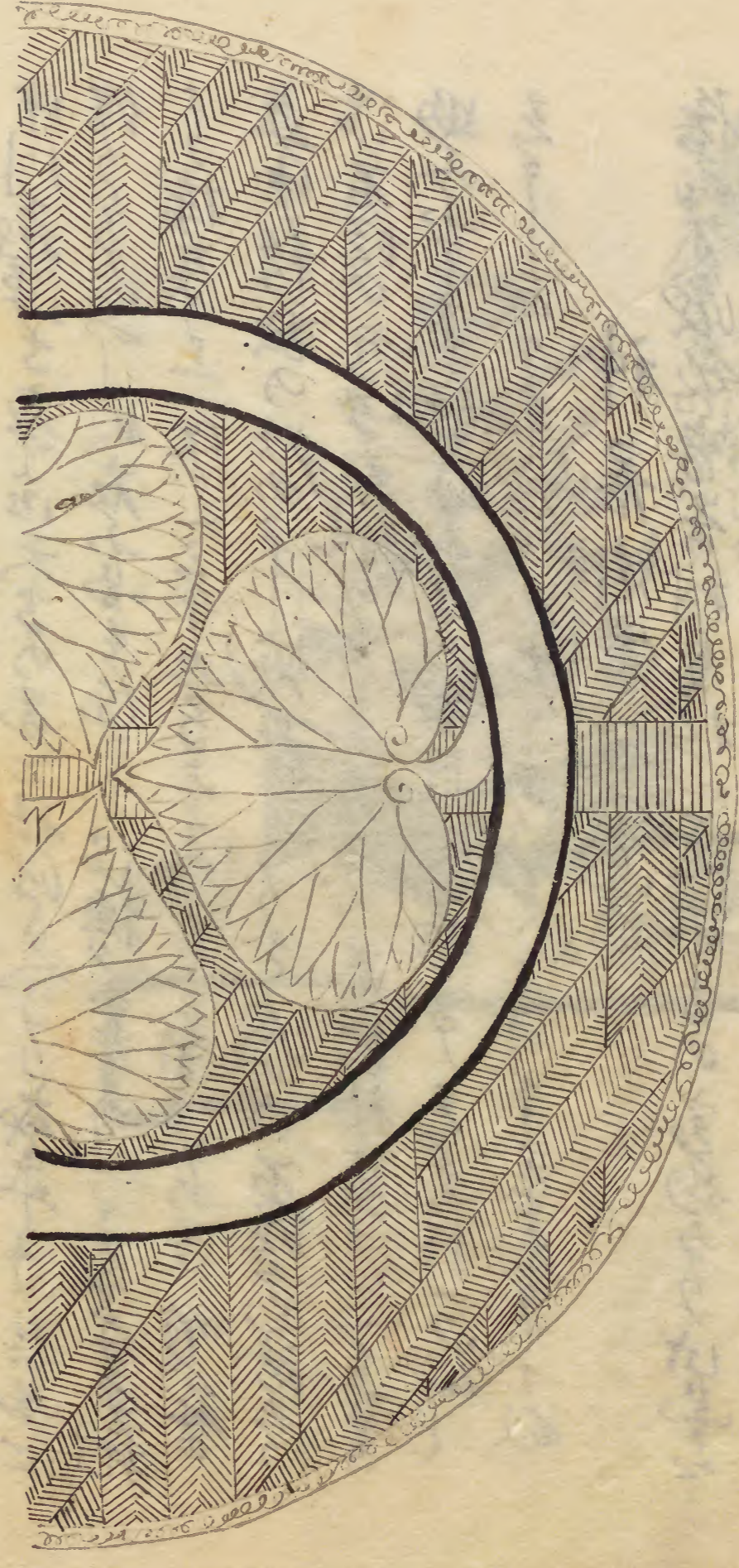
右の書法記録ありと云

東部御天守の島

寛永七年の改修の
古江天守島は此島なり



中川飛騨守家よ西天守の島を捕はるるなり其島を
 借りて守りぬ右島を捕はるる法橋を築けり多言并平地
 より棟瓦の上は塔と云ふなりと云ふありあり明暦
 年中後融のためり一灰塔とあり今法石垣色浦より
 法石垣の言ひ九間ありと云ふ我人の云ふ種集りり古
 母みお尋りたる日めはみ重目と云ふ見えおこの母と
 云ふありあり法りぬたもありんと云ふ事を云ふありぬ
 神君御軍配の島
 孫右衛門助信吉村貞松山蓮永吉の室物ありは島に
 殿代公望の船等と云ふる隨軍此よりあり守次



編字

日光御社系御留守法法令

條々

- 一 今度御留守に候所御豊後守令之る西九段松平丹波守松平周防守大書院中相候事之御付之由候に候雖令業法令別不立私不候之由候に法之在者能候之由事
- 一 於城外付番に候雖有、城中番に軍令一切知候事
- 一 於城中番に候由候雖有、軍令一切知候事

其由候也、今相候可計之事

- 一 殿中番、軍令並定至法度に可守之事

- 一 自死城門より控出未共殿中番、軍令並定至法度に候事

右條、可相守に可也

慶安元年四月十日

松平丹波守
松平周防守
大書院中

編字

大久保松乃河判物

徳川の水にありある大久保の教経を撰ぶ家康
大久保乃松北の系末を著る取次は汝書院の
代々將軍是を藤松守有りの也

家康云河書判

西光寺遺物

大納言殿此少向生

以知々々所別傳志

考之問互之系

松乃廿八日系結

一 白魚の妻は子育に苦しむに似て
 日向の山に中を遊ばす事
 付二三日此痛者妻は子持事
 一 清初百已出此痛者元は結核
 心静治由痛は此痛は元は結核

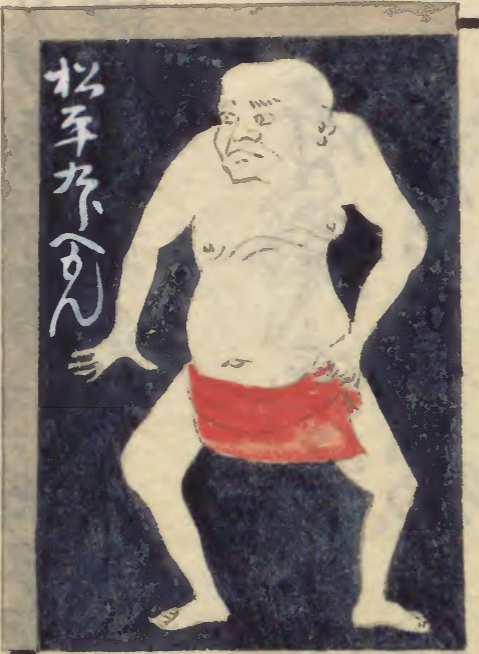
以上

二月廿

梅雪村
 子日道

述州反

神居津業大持物北島



長六尺二寸中三寸
 地絡絡体細令鈔綾
 程坊之白下帯赤
 銀泥之姓名
 年七十九

此大持物之法徳本松平安房守之祖九郎重隆といふ意致りの
 神居津業の持物也此は其子其孫に秘傳を傳へて或人
 易を傳へりて之を編圖せりなり

猷廟清筆

此御書は字古ゆき方通筆より字は
大猷院教清稿 家範云 法延生此時
宸筆の 勅書 御願載に成りしと云 此節の后宮を
引大猷院教の法姓を有りかありしと云 后宮の法字を
法徒に成りしと云

行次延生には

宸筆に 勅書 頂戴 幸皇帝有 法事
しと云 成りしと云 武門乃 誓昌は
朝家安泰の法に成りしと云 外

杉行 法延は 法徒に成りしと云 法事
御書に 成りしと云 子世 誓昌と云 あり
しと云 成りしと云 け 法に 成りしと云
天 誓昌に 成りしと云 成りしと云

十月十日

家光 御判

東福門院法字

憲廟御筆

純翰送

勅書英代、正判依有、可左の法に坐
紀百家、先判正判、お遺状如件

天和元年十月廿日

徳吉

御書判

松平中納言

元和十三年五月廿一日
松平中納言

法源殿西歌

寛政二年 林少程河造言法源殿傳西新歌

江源殿上御書判

飛尾山

神をまつ人、お書を門前へ
おまつるあり

仲宮

小雲門神乃、おてあけて、お心こころの、飛の尾の山

榊川

お祈り、おまつる、おまつる、おまつる、おまつる

冷泉中納言

黒いおまつる、おまつる、おまつる、おまつる、おまつる

常盤社

おまつる、おまつる、おまつる、おまつる、おまつる

中野郷宮

うつた、おまつる、おまつる、おまつる、おまつる、おまつる

春日野

おまつる、おまつる、おまつる、おまつる、おまつる

民部卿

おまつる、おまつる、おまつる、おまつる、おまつる、おまつる

初遊室

朝野恒るるふ梅の雪待たる

初遊女の春北衣乃袖の香やさきの垣角ふはる梅のえ

吉野山

まゆみく歳きやのあまき

日野新大納言

急の信ちるはうけし子替梅望のふきむしるえ

萩の

法淵川

荒竹やう淵ふお糸流止

中務宮

為まふく法淵川のあしをふきぬ海に幾らうん

依ん里

梅葉下葉のまじりて

日野新大納言

梅の面むく依んの里をまじりて梅の香もまじりて

彦原池

あまのけのくもさき月影に

冷泉坊後道則朝臣

少彦月の河をゆりて彦原の月影さる池のさるる

神山

星帯雲の横うきり木原ま

仲宮

神山の木原くまをまらうまふきるる梅のまのまのうん

彦成理

梅葉のまじりて梅の香もまじりて

右馬督雅成卿

彦成理の神も急の子替り色とりふんをうんた秋のうん

若海障子少面

宇佐門

あしをさうたふ

日野新大納言

紅糸を紙浪のあまのふくし川や河海の底も海さるる

急まま上の法世称

滋賀樂山

外山乃ままかてまじりて

尹宮

村くま外山のまじりてまじりてまじりてまじりて

志賀の浦

一木のねまじりてまじりて

日野新大納言

志望の浦や松の尻の吹志月りけるみきくおのり
志望入江 尾島の志望松は浪のよき 芝山前宰相

なほそのしらの理のちる乃彦を尾流くしは家乃入京

相坂院 いさくきつる子あり 氏部郷

おころる年の首くしく弱も言よしはあゝあ坂の園

鬼間

信夫里 郷のつるりや 柳宮

里の名乃志のふあぬ夢くしく印をくふ家郷

あ横江 おりのふま

あきねあ横の江の首前外このもをたあやあ

市障子

松浦 あみと 芝山前宰相

松浦やと浦のあり乃若をまて浪は満てはむる

志望所

志望山 あこの 中勢江宮

志望の山志望みしうれあうくとま村門苔のり

田子浦 浦波 右虎門

しらの波のうめをそく植はた子苗あや田子の浦を

浮島系 あこの 芝山前宰相

風うま浪をまきし松新りあまみううきあう系

志望山 志望

あきねあ横の江の首前外このもをたあやあ

三保浦 浪をくねるあり
布障子

雲をなす三保の沖津の松のさくらあふり浦の松系

朝泊

を葉小野 葉の松のさくらあふり麻の葉

尹宮

日の江乃松のさくらあふり浦の松系

須藤浦 雲のさくらあふり麻の葉

日野前大納言

衣の川松のさくらあふり浦の松系

布門松 雲のさくらあふり麻の葉

伊宮

為のさくらあふり浦の松系

法水水門 布障子 墨縁

三津浦 海を清くあり又

民部卿

はらう毛漕のさくらあふり浦の松系

法湯殿

吹上原 雲のさくらあふり麻の葉

まの波乃さくらあふり浦の松系

布障子

為代法殿 雲のさくらあふり麻の葉

日野大納言

道彦さくらあふり浦の松系

寛政三年三月二十日

遷所

新宮宸筆法製衣乃法の字松平城中史
編定一集

寛政之書年十月十日於

御在間加紀意以書平長天徳多達之元

松平城中史

先達言

林程法造言法大造之成以交匠出来万端骨利少成

思及右造言出来匠等

林程之成基 敵敵之解而師以 宸筆

御製法詩法相成其成 御在間加紀

思及早竟 敵中言成想事以言指揮匠成少成行成彼是

法考比托名文在

御筆比托法字

御書と一多り少多り

新宮成後手書賜
征夷大將軍

遙慕周文園	不羨漢武臺
舊章一足	新築本冰催
百工忽告竣	整駕自東回
試月九重裡	九重寶美哉
兩殿應規矩	四門總崔嵬

燕雀鏡巖集
 豈其為逸豫
 委佩群僚會
 素心既已定
 欣然歎思動
 櫻橋狹階裁
 講禮洪繼細
 將帶九洲來
 託師感吟枿
 乙夜薄言裁

敬
 多
 少
 也
 少
 也
 少
 也

文祿の松子中御能組

文祿二年己未十月廿六日廿七日此二日松子中御能組
 無事ありしとるん其の番組松子中御能組下法能

初日御能組

式三番
 翁 暮松新九郎
 千歳振長命新九郎
 三夏木下子左門
 小苗 八幡助左門
 小 幸山即次郎
 小 親世又次郎
 小 弥石与次郎
 大 樋口石見守

秀吉君
 脇記
 金春太夫
 春藤右五郎
 虎菊治左門
 甲田治左門
 岩本雅樂
 奈良孫破
 小苗 八幡助左門
 大 親世又次郎
 太 樋口石見守
 津田忠兵衛

狂言

民部御法所
 新庄駿河守
 長命甚六

芭蕉 秀吉君
脇山園如大
苗伊東安仲
小安藝守相殿
大藏平三

源氏供養 秀吉君
脇前田利長
山園如大
奈良弥次
苗貞光竹友
小江中納言殿
大園田新八

野々宮 江戸大納言殿
家康御
脇淺野彈正
苗貞光竹友
小畑信濃守
大畑彼連大夫

山姥 織田常心
脇金春宗印
夫田半左門
苗貞光竹友
小幸上郎次郎
大園田新八
太小崎彦次郎

大目御能組

老松 秀吉君
脇金春大夫
甲田帶刀
虎本雅樂
苗八幡助左門
小幸上郎次郎
大藏平三
太津田忠兵衛

皇帝 秀吉君
脇甲田帶刀
貴妃岐皇中納言殿
秀信公
惡鬼杉浦伊豫守
苗貞光竹友
小幸上郎次郎
大藏平三

千手 岐皇中納言殿
脇中納言小性
春藤若門
苗貞光竹友
小彌石次郎
大樋口甚六

羽衣 丹波中納言殿
秀勝御
脇春藤若門
苗貞光竹友
小樋口甚六
大樋口甚六
太津田忠兵衛

三輪 秀吉君
脇下村宗巴
苗八幡助左門
小親世又次郎
大樋口甚六
太細川玄吉

式三番 翁暮松新即
千歳振長命左門
三番更木下右門
苗八幡助左門
小幸上郎次郎
大親世又次郎
小孫石次郎
大藏平三

定家 秀吉君
脇金春大夫
春藤若門
虎本雅樂
苗伊東安仲
小大藏道意
大樋口見守

秀吉君之
松風 脇 山岡如犬
苗 大藏道意
小 樋口石見守

秀吉君
雲林院 脇 永井右近
春藤中右衛門
觀世又次郎
高安左衛門
浅野左衛門
紀伊守書長

鐵田堂真 秀吉君 永井右近
金春宗印
紅葉狩 脇 春藤中右衛門
芬持 岩本雅樂
奈良琢石
苗 伊東安仲
大藏道意
小 樋口甚六
太 小崎彦四郎

秀吉君
金札 脇 春藤中右衛門
岩本雅樂
藤馬彦太郎
苗 大藏道意
小 幸五郎次郎
大 津田忠兵衛

祐善
民部御法印
新庄駿守
大藏三郎

秀吉君
江口 脇 羽柴小性
池尻兵衛
藤馬彦郎
苗 大藏道意
小 大藏三郎

秀吉君
杜若 脇 下村宗巴
苗 伊東安仲
大藏道意
大 樋口石見守
太 津田忠兵衛

岐原中納言殿 中納言殿
通小町 脇 浅野彈次郎
苗 浅野長次郎
小 幸五郎次郎
大 鈴北傳左衛門

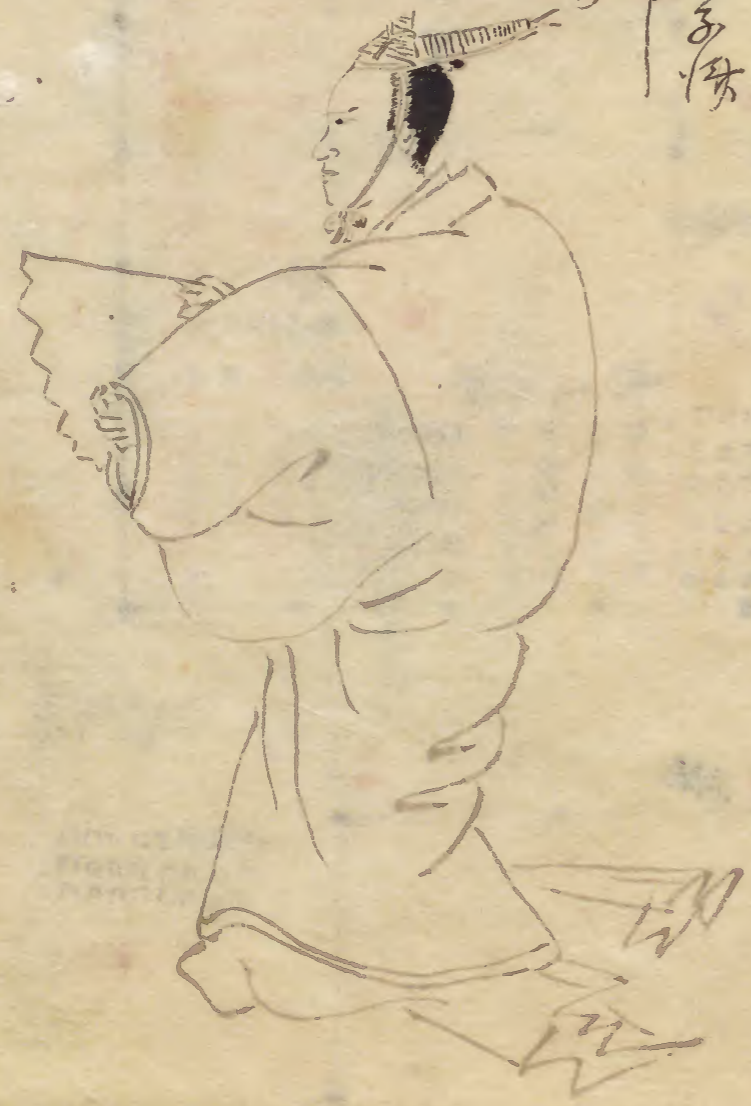
御幸貢 大藏三郎 長命甚六

以上

也澤能王をら年を
 といて陸路の安を
 あいせりさし
 大船の多珠い
 善甲と病をら
 永くをらを修りあせ
 あつてをらを
 又我朝の初御座
 せりの運長は
 民を安んずる
 爲神天皇は
 上は信守
 ありしを
 久し



毎年正月の夕於大座
 市信初を和東山を
 去る白後紅を
 上は信守
 他親世を
 出座
 生座
 入座



葵子乃華布

憲廟沖好より多可葉陀と終りて一古渡りては五種の一なり苗時出性動りて一某氏の御所にて之を其家傳りてとて殿内御所の位筆此葉枝あり



中殿廟沖筆

雜言
言 妻 危
從 東 西
暖 南 枝
花 妖 閑

右法筆乃一軸也
 家徳云清十景よりなる法筆の所の法筆と云ふ建を
 法程物と表す一多の所なりと云ふ
 大敵院殿 清実厚の山内清光院乃宝物と云
 法掛物の筆乃蓋へ 権左清佐源定良筆納
 去りあり

法筆の所

法筆の所

編字

新光院宝物乃名玉

元

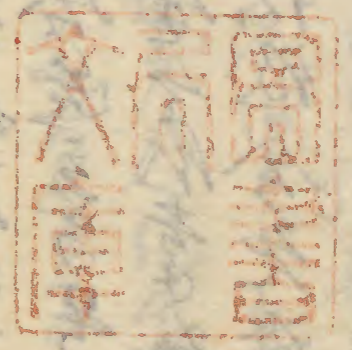
一世至今年二月下旬法筆の上さ
 一刷紙際より白き物有るを川紙順水
 亦不無あるて見ぬ 亦を清満と云ふ揚
 其時白き物と清うせぬ洗見れ玉此
 やうなるおるり其所の法代官と持
 それより法勢定下子持系いり清

おとしは亡父老女爲り孝子一哥と建立しめり此の
上意也左系及入教後子道あり孝子一哥と建立親父の
法名を云用ひ長源寺と法付此の道あり法名長源寺
世より福しむる源其無り後あり孝子一哥曰我より
承傳之其経中無り其後其孝長七年
権現様御代水戸乃法布を拈田(西)整修せり此の
足城及此地より此の孝子一哥及入教後子道あり
長源寺依此の附此のあり也
権現様御代の事たり其後
孝のありし御代水戸を拈田(西)整修せり此の
於現様より法名を拈り此のあり也其父左の

栗刈足城郡足邊内中込村を
孝子一哥と建立しめり此の
合道あり孝長源寺依此のあり也
金令の孝親寺のあり山林行本
法名合免許と承不あり相違あり也

孝長十年孝長寺正月十日 孝長寺

守囊卷之上半



Faint handwritten text in seal script, mostly illegible due to fading.

1.1.1

